

入院時食事療養について

当院では、『入院時食事療養(Ⅰ)』の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

また、患者さんの病状等に対応して医師の発行する食事せんに基づき、1日3食を限度として特別食を提供しています。

当院では、病棟毎に食堂を備えており、食堂における食事が可能な患者さんについては、食堂において食事を提供するように努めています。

1食当たり標準負担額

一般		490円
低所得者Ⅱ (市町村民税非課税世帯等)	90日目以下の入院	230円
	90日目を超える入院（長期該当者）	180円
低所得者Ⅰ（70歳以上のみ）（老齢福祉年金受給権者）		110円

保険外併用療養費について

○特別の療養環境の提供

特別病室の種類及び設備		使用料（税込）	
特別室	洗面・トイレ・ユニットシャワー	1日につき	9,900円
個室	洗面・ユニットシャワートイレ	1日につき	6,600円
	洗面・トイレ	1日につき	4,400円
2人室	洗面	1日につき	2,200円

※室料は税抜き金額のため、別途消費税が加算されます。

※お産でご利用の場合は非課税となります。

○保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察

当院では標榜診療時間以外の時間外における診察（以下「時間外診察」という。）については選定療養の対象とし、7,700円（税込）を徴収いたします。

ただし、紹介がある場合や緊急時等で紹介によらない場合は通常の初診料を算定いたします。

○180日を超える入院

入院医療の必要性が低いが、患者さんの事情により同一の疾病又は負傷による通算入院期間（他の保険医療機関での入院期間を含む。）が180日を超えて入院する患者さんについては、181日目から1日につき2,728円（税込）を徴収いたします。

○病床数が200床以上の病院等について受けた初診

初診時紹介状をお持ちいただかない場合は、診療費とは別に「初診時選定療養費」7,700円（税込）を徴収いたします。

ただし、救急搬送された場合や特定健診等の結果により精密検査受診の指示を受けた場合、公費負担医療制度の受給者、労災・交通事故・自費診療の方等は除く